

平成 2 7 年第 2 回臨時会

教育福祉常任委員会
会 議 録

期日：平成 2 7 年 4 月 2 7 日（月）

場所：大曲庁舎 3 階 大会議室

大 仙 市 議 会

大仙市議会教育福祉常任委員会会議録

日 時

平成27年4月27日（月曜日） 午前10時34分～午前10時56分

会 場

大仙市役所 3階 大会議室

出席議員（7人）

3番 細谷洋造	5番 後藤健	7番 石塚 柏
10番 小山緑郎	12番 佐藤芳雄	21番 児玉裕一
24番 大山利吉		

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

健康福祉部長 小野地淳司	健康福祉部次長兼福祉事務所長 大屋敷忠之
社会福祉課長 関 寛道	児童家庭課長 齋藤博美
生活支援課参事 伊藤章彦	社会福祉課参事 進藤春海
児童家庭課参事 佐々木孝雄	社会福祉課副主幹 山崎兼人

議会事務局職員出席者

副 主 幹 齋藤孝文

審議案件

第1 報告第 3号 専決処分報告について（平成26年度大仙市一般会計補正予算（第14号））

第2 議案第70号 平成27年度大仙市一般会計補正予算（第1号）

午前10時34分 開 会

- 委員長（小山緑郎） それではあらためまして、おはようございます。ただいまから教育福祉常任委員会を開会いたします。当委員会に付託された事件につきましては、別紙日程表のとおり審査いたしますので、よろしく願いいたします。なお、正確な会議録作成のため、発言はマイクにスイッチを入れてからお願いしたいと存じます。審査に入る前に、当局からあいさつをいただきます。小野地健康福祉部長お願いします。
- 健康福祉部長（小野地淳司） それでは、今次臨時議会に上程しております議案についてご説明させていただきたいと思っております。はじめに、平成26年度一般会計補正予算の専決処分に係る報告でございます。中仙の豊成中学校の方からご寄付をいただきましたので、それを地域福祉振興基金へ積み立てしたほか、障がい者施設整備事業補助金として社会福祉法人柏仁会が建設いたしました「ありす刈和野」への補助金について過疎債を充当することによる財源振替を行い、それらを専決処分したものでございます。次に、平成27年度の一般会計補正予算で、昨年度に引き続き今年度も消費税率引き上げに伴う低所得者層の経済的負担増を緩和するための臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金が実施されることから、その所要額の補正をお願いするものでございます。このあと担当課長より、詳細についてご説明させていただきますので宜しく願いいたします。
- 委員長（小山緑郎） はい、ありがとうございました。それでは審査に入ります。報告第3号「専決処分報告について（平成26年度大仙市一般会計補正予算（第14号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。はじめに関社会福祉課長。
- 社会福祉課長（関寛道） それではご説明をさせていただきます。この度、専決処分を行いました、報告第3号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第14号）」の内、社会福祉課所管分についてご説明を申し上げます。資料No.2（3月専決）に係る補正予算書の13ページをお願いいたします。3款1項1目「社会福祉総務費」91事業「地域福祉振興基金積立金」につきましては、1万円を補正し、補正後の額を64万2千円とするものでございます。これは、大仙市立豊成中学校の生徒会・JRCの皆さんから、アルミ缶等の回収による収益金を、市の福祉事業に役立てて頂きたいということで、平成27年3月20日に1万円の寄付の申し出があったことによりまして、「地域福祉振

興基金」の積立金として専決処分による予算補正を行ったものでございます。これによりまして、基金積立残高は、869万7,412円となります。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（小山緑郎） 次に伊藤生活支援課参事、お願いします。

○生活支援課参事（伊藤章彦） 生活支援課の所管分について同じく説明申し上げます。平成26年度補正予算書13ページをお願い致します。3款1項5目63事業「障がい者施設整備事業費補助金」についてでございます。12月議会で補正をいただきました西仙北地域の障害者施設整備に対する市補助金につきまして2,500万円ですけれども、過疎債が適用になったことに伴う財源振替であります。よろしくご審議の上、ご了承賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（小山緑郎） はい、それでは、ただいまの説明に対しまして、質問がありましたらお願いしたいと思います。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は承認することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） 異議なしと認め、本件は承認すべきものと決しました。

○委員長（小山緑郎） 次に、議案第70号「平成27年度大仙市一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。はじめに関社会福祉課長。

○社会福祉課長（関寛道） それではご説明を申し上げます。議案第70号「平成27年度大仙市一般会計補正予算（第1号）」の内、社会福祉課所管分についてご説明をいたします。資料No.3、4月補正に係る補正予算書の7ページと資料No.3-1主な事業の説明書2ページをお願いいたします。3款1項1目「社会福祉総務費」32事業「臨時福祉給付金支給事業費」につきましては、昨年4月から消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴いまして、低所得者層の経済的負担を軽減するため、平成26年度に引き続きまして臨時福祉給付金を支給するものでございます。昨年度は、基本額を1万円、加算額5千円でありましたが、今年度は、基本額を6千円とし、加算はございません。

支給対象は、平成27年1月1日現在、大仙市の住民基本台帳に登録されている方であって、平成27年度の市民税均等割が課税されていない方となっており、2万600人を見込んでございます。今回の予算補正は、これに要する軽費として、1億4,221万4千円をお願いするものでございます。内訳は、給付事業費として、6千円の2万600人分で1億2,360万円、それに事務費として、臨時職員賃金や事務用の消耗品費など1,861万4千円となっております。財源は、全額、国庫補助金でございます。なお、参考までに、昨年度の臨時福祉給付金の申請率についてご説明させていただきます。大仙市における臨時福祉給付金の支給対象と見込まれる方は、1万9,113人と見ておりましたが、その内、1万7,971人の方から申請をいただいております。申請率で言えば94%という極めて高い申請率となっております。これに伴う給付実績額は、2億3,156万円でございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小山緑郎） はい、次に、齋藤児童家庭課長。

○児童家庭課長（齋藤博美） それでは同じく、児童家庭課所管の補正についてご説明申し上げます。補正予算書は資料No.3の7ページと、主な事業の説明書資料No.3-1の3ページをご覧ください。3款2項1目28事業「子育て世帯臨時特例給付金支給事業費」3,487万5千円であります。これは、子育て世帯に係る消費税率引き上げの影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、平成26年度に実施された臨時的給付措置を今年度も引き続き実施するものであります。支給対象者は、平成27年6月の児童手当、特例給付を除く、の受給者で、対象見込み児童数は9,400人、支給額は児童一人当たり昨年度は1万円でしたが、今年度は3千円となっております。今年度は、6月下旬に実施されます児童手当の現況届け手続きと同時に申請を受付けし、その後審査を行い、10月の児童手当支給日、10月15日となっておりますけれども、その日以降の支払を予定しております。今回の補正額の内訳は、給付費が2,820万円。臨時職員賃金、通知発送の郵便料や口座振込み手数料などの役務費、システム改修委託料など合わせまして事務費が667万5千円となっております。財源は、全て国からの子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金3,487万5千円の特定財源であります。以上、児童家庭課所管分の補正につきまして、説明を終わります。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小山緑郎） それでは、ただいまの説明に対しまして、質疑がございましたらお願いしたいと思います。質疑ございませんか。後藤委員。

○委員（後藤健） これ、ちょっと、あの、分からなくて申し訳ないんですけど、これそうすれば、あれですか、この、両課にちょっと跨るかもしれないんですけども、福祉給金の方は低所得者層ということで、こっちの子育ての方も低所得者層ということで、どっちももらえる場合もあるということですか。

○委員長（小山緑郎） 関課長。

○社会福祉課長（関寛道） 平成26年度につきましては、併給はできない形でしたけれども、今年度は併給ができます。ただし、臨時福祉給付金じゃなくて、児童の方につきましては、平成27年6月の児童手当受給者の分について、児童手当受給者についてのみもらえるということで、それについて、その中で低所得者がいれば低所得者の分もこちらからもらえるということで、により併給ができるという形です。

○委員長（小山緑郎） いいですか。

○委員（後藤健） はい。ありがとうございます。あと、すみませんこれ、ちょっと単純な話なんですけども、これ支給用件の基準日が違うっていうのは何か理由があるものですかね。これも両課に跨る話なんですけども。社会福祉、社会給付金の方が1月1日現在で、こっちの子育ての方、5月31日になってるんですけども。これ国からのあれですかね。

○委員長（小山緑郎） 関課長。

○社会福祉課長（関寛道） えーとですね、えーといわゆる市町村民税の課税、非課税の部分につきましては6月1日という形になりますけども、5月末。あと児童、失礼しました。はい、えーとですね、児童手当につきましては、いわゆる6月の手当支給分からということですので、5月末ということになります。それから福祉給付金につきましては、1月1日現在に住民票を、大仙市内に持ってまして、その中で、民税非課税ということですので、こう形になります。

○委員長（小山緑郎） いいですか。

○委員（後藤健） いいです。

○委員長（小山緑郎） はい、他にございませんか。大山委員。

- 委員（大山利吉） 関さん、これ、低所得者っていえばなんぼぐれなもんだ。いま2万人前後いるども、低所得者っていう表現は分かるども、金額にして、夫婦だが。それとも1人。
- 社会福祉課長（関寛道） 1人1人。
- 委員（大山利吉） 1人1人。夫婦の収入だが、それともお父さん1人、お母さん2人。
- 委員長（小山緑郎） 関課長。
- 社会福祉課長（関寛道） 1人1人の個人でございます。
- 委員（大山利吉） いくらぐらい。2万人ぐれいるんだべ。
- 社会福祉課長（関寛道） 金額では、あの、金額ではちょっと、言われなんですけども。
- 健康福祉部長（小野地淳司） ケース的に扶養の人いなりなんだりすれば、扶養いなりなんだりすると、んだがら例えばと言うことになれば、夫婦、夫婦子ども1人とがってば。どれぐれなんだべ。税務だがらな。
- 委員（大山利吉） だいたい、まあ、いろいろあるべども。おら、単純だからよ。年間こんけばりの人なば、これさ当てはまるどがってちょっと教えでもらえねもんだ。全然算出方法ねもんだ。
- 社会福祉課長（関寛道） 税務課でないと。
- 委員（大山利吉） あれ、税務課でねば駄目が。
- 次長兼福祉事務所長（大屋敷忠之） 要は収入いっぺあたりしてもいろんな控除とか、専従とかいろんなあれば、あの、それで住民税非課税になる場合もあるわけですよ。まったくなくて、あの、そういうパターンがありますので、一律100万円もらっているから、あの、課税だの非課税だの言えねってところがありまして。申告内容なんです。
- 委員（大山利吉） そんばり難しいんだ。委員長。すいません、ちょっと暫時休憩してください。
- 委員長（小山緑郎） 暫時休憩します。
- （ 休 憩 午前10時50分 ）
- （ 再 開 午前10時54分 ）
- 委員長（小山緑郎） それでは会議を再開いたします。他にございませんか。
- （ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（小山緑郎） 以上で、当委員会に審査付託となりました議案の審査は、終了いたしました。なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（小山緑郎） ご異議なしと認め、そのように決しました。

○委員長（小山緑郎） これをもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

（ 閉 会 午前10時56分 ）

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

教育福祉常任委員会委員長